

食品安全委員会第749回会合議事録

1. 日時 令和元年7月9日(火) 14:00~14:38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・特定保健用食品 1品目

ピルクル400

(消費者庁からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「オキシリニック酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ピロキサスルホン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「アメトクトラジン」に係る食品健康影響評価について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田(緑)委員、香西委員、堀口委員、
吉田(充)委員

(説明者)

消費者庁 森田保健表示室長

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
箆島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

資料1 食品健康影響評価について<ピルクル400>

- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<オキシリニック酸>
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<ピロキサスルホン>
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム>
- 資料 4 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アメトクトラジン>

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第749回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁から森田保健表示室長に御出席いただいております。

まず、事務局で幹部の人事異動がありましたので、事務局より紹介をお願いいたします。

○矢田総務課長 昨日7月8日付で小川事務局長が着任いたしましたので、御紹介いたします。

○小川事務局長 皆さん、こんにちは。昨日、辞令をいただきました、小川でございます。農林水産省の消費・安全局担当の審議官から参りました。

私は、平成13年から15年、2001年から2003年まで、食品安全行政の見直しに携わっておりまして、まさに先週まで働いていた消費・安全局、あるいは今週から働くことになる食品安全委員会の設立にかかわってまいりました。まさに国民の健康保護が最も重要であるという基本的な認識のもとに、リスク分析の枠組みの中で、食品安全委員会が食品安全のリスク評価、さらにはリスクコミュニケーションの役割を十分に発揮できるよう努力してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○佐藤委員長 どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第749回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料3が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料4が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1にありますとおり、消費者庁から7月2日付で特定保健用食品1品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

消費者庁の森田保健表示室長から説明をお願いいたします。

○森田保健表示室長 保健表示室の森田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼いたします特定保健用食品につきまして、御説明いたします。

資料1の2枚目の方を御覧ください。まず「2 評価依頼製品の概要」でございますけれども、商品名はピルクル400、食品の種類としましては乳酸菌飲料、関与成分につきましては*Lactobacillus paracasei* subsp. *paracasei* NY1301 400億個ということで、一日摂取目安量は65 mL、特定の保健の用途は「おなかの調子を良好に保つ」というものでございます。

関与成分は、先ほど申し上げましたとおり*Lactobacillus*の菌でございます。

作用機序ですけれども、*in vitro*試験において、関与成分は人工消化液耐性を有し、*Escherichia coli*及び*Clostridium perfringens*との混合培養により、両菌数を減少させたということ。また、関与成分は複数の*Bifidobacterium*属菌の増殖を促進したということ。

それから、ヒト試験におきまして、本製品の摂取により糞便中の*Lactobacillus*属菌数の有意な増加、*Bifidobacterium*属菌数の増加、*Clostridium perfringens*の検出率の低下及び糞便pHの低下が認められたことから、関与成分の摂取が腸内菌叢を改善し、整腸作用を有することが示唆されたということでございます。

有効性につきましては、便秘傾向の20歳から69歳の被験者119名を対象として、本製品またはプラセボを用いて2週間摂取するランダム化プラセボ対照二重盲検並行群間比較試験を実施した結果、前観察期と摂取期の排便回数及び排便日数の変化量において、本製品摂取群はプラセボ群に比べて摂取1週目に有意な増加が認められたということでございます。

今後の予定でございますけれども、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ちょっと1点、私の方から伺いたいのですけれども、糞便のpHをはかったということなのですが、尿のpHというのはよくはかることがあるのですけれども、糞便のpHというのはどのようにはかるのかということ。

それから、pHの低下が即、これは腸内細菌叢が変わったことは示すのだろうと思えますけれども、整腸作用を有することというか、そういう方向に作用しているかどうかというのはちょっとまた別問題のような気もするのですけれども。

○森田保健表示室長 まず、pHの測定方法は、pHメーターを差して測ったと、糞便に差したということでございます。

もともとpHの低下をどういう関係から見ているかということですが、*Lactobacillus*の菌が生きたまま腸内に到達して、そこで有機酸を産生することで有害菌の増殖の抑制ですとか、有用菌の増殖を促進する、そういうことを考えた上でのpHの測定というふうに考えております。

○佐藤委員長 分かりました。

ほかにどなたか御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

森田室長、ありがとうございます。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」で、本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、お手元に資料2-1を御用意ください。1枚めくっていただきますと表紙がございます。「農薬・動物用医薬品評価書（案）オキシリニック酸（第4版）」でございます。

今般、適用拡大ということで諮問がありました。新たに毒性データとして追加されたところはございませんが、本剤においては農薬の急性参照用量がまだ設定されていないということから、主に急性参照用量の設定ということについて中心に御審議をいただいたものです。したがって、農薬の部分だけの改版ということになります。

本剤は、キノリン系の骨格を持つ抗菌剤でございます。

詳細については事務局より御説明いただきますが、急性参照用量を設定するに当たり、まず、32ページ、表20を御覧ください。急性毒性試験の結果でございます。急性毒性が強いと急性参照用量を設定する必要というのを考えることになるのですが、本剤につきましてはラットを用いた経口の試験で、試験1では630という急性参照用量のカットオフ値に近いような値でLD₅₀が出ておりますが、試験2では5,000 mg/kg 体重超となっております。これは本剤が興奮性の神経毒性を非常に高用量で起こすものですから、次の33ページの脚注に書いておりますけれども、本剤の試験1では自咬というものが出てくるのですが、試験2ではそれを防止するような装置をつけると全く死亡は出ないということになっております。

33ページの表のすぐ下の文章のところに、本剤はメカニズムとして非常に高用量ではありますけれども、ドーパミン神経系のいわゆる興奮作用があるという剤でございます。

急性参照用量のところに移りたいと思います。62ページに表45がございます。これは急性参照用量でございますから、単回投与により生ずる可能性のある毒性影響を一覧表にまとめたものでございます。これで御覧いただけますように、ラット、マウス、イヌともに、イヌはちょっと微妙ではございますが、げっ歯類におきまして神経症状が出ております。ラットの6カ月におきまして攻撃性が増すというような神経症状が出ておきまして、メカニズムに沿うようなものであると思います。

これらのうち最も低い用量で影響が認められましたのが、急性神経毒性のラットでございまして、自発運動量の増加をエンドポイントとした無毒性量、6 mg/kg 体重でございました。これをエンドポイントといたしまして、安全係数100で除した値、0.06を急性参照用

量といたしました。ADIについては、変更はございません。

また、57ページにお戻りいただけますでしょうか。暴露評価対象物質につきましても、今般、57ページの食品健康影響評価の真ん中あたりぐらいでしょうか。各種毒性試験の結果から、農産物中の暴露評価対象物質は親化合物であるオキシロニック酸のみと御評価いただいたものでございます。

オキシロニック酸については、以上でございます。

続きまして、資料2-2を御用意ください。「農薬評価書（案）ピロキサスルホン」でございます。こちらは食品安全委員会で評価をするのは初めてですので、少し詳しく目に申し上げますが、詳細については事務局より、よろしく願いいたします。

本剤は、イソキサゾリン系の除草剤でございます。今般、農薬の登録申請としては小麦、インポートトレランスとしても小麦等の要請で評価が行われたものでございます。

まず最初に動物体内運命試験ですけれども、本剤はラット、マウス、イヌで代謝試験が行われておりますが、ほぼどの動物種においても同様のプロファイルを示しまして、11ページ、ラットの吸収率としては80から96%という高い吸収率を示しております。

そして、12ページ、表3も御覧ください。分布でございますけれども、低用量の10でも高用量の700 mg/kg 体重でも非常に膀胱、いわゆる吸収をして腎臓等に排泄されるというのが本剤の特徴です。これが毒性にも結びついてまいります。

主要代謝物については、16ページ、表6に記載されております。M7、M13というような代謝物が動物では認められております。

植物のところは事務局に説明していただくとうたしまして、毒性の項に移りたいと思っております。まず、急性毒性試験でございますけれども、44ページ、表42、急性毒性の一覧表が記載されております。経口投与によつての毒性は2,000 mg/kg 体重超と、急性毒性は弱いものになっております。

そして、毒性の特徴といたしましては、47ページの表43を御覧ください。ラットの90日間反復投与による毒性試験の結果でございます。2,500という高い用量ではあるのですけれども、心筋への影響が雌雄とも心筋変性／壊死という形で認められております。また、その上の用量ではございますけれども、90日においても尿量の増加等で若干腎臓への影響が見え始めております。また、肝臓への影響も脂肪化あるいは肥大という形で出ております。

50ページ、マウスの90日間の毒性試験について若干御説明を加えたいと思っております。90日間のマウスの毒性試験におきまして、最初の報告書では腎臓への影響が上行性、腎臓への毒性として認められるという報告だったのですが、これについて2回のエキスパートによるピアレビューが行われた結果、50ページの（2）のマウスの毒性試験の下から2パラあたりですけれども、これらの変化は逆行性腎症として認められたが、これは検体投与の影響ではないというような判断となったということで、食品安全委員会の農薬専門調査会もこの2回のピアレビュー結果の最終判断を受け入れたということが記載されております。したがって、マウスにおける腎臓の変化は毒性所見とはしなかったという結果でござ

います。

また、55ページ、イヌの1年間の毒性試験の結果が記載されておりますけれども、げっ歯類では心臓への影響が見られるのですが、イヌではちょっと異なりまして、骨格筋への毒性が見られるようです。

長期の毒性試験に参りますと、まず、ラットの毒性試験が55ページから始まりますけれども、認められた変化が56ページの表56に記載されております。やはり1,000 ppm以上で心筋症などの心臓への影響及び膀胱粘膜への影響が認められております。

そして、57ページ、表57を御覧ください。発がん性の一覧表でございます。本剤は、腎臓を介して排泄するということから、膀胱への影響が1,000 ppm以上で認められ、かつ膀胱の乳頭腫という形で1,000 ppm以上で雄のみでございましてけれども、投与による腫瘍の発生が認められております。

また、副腎の褐色細胞腫、これはラットに非常に好発する腫瘍ではございますが、発生頻度が増加しております。

マウスにつきましては、発がん性は認められないという結果でございます。

また、本剤につきましては、多くのメカニズム試験が行われておりまして、先ほど申し上げましたラットの膀胱における移行上皮乳頭腫の発生機序でございましてけれども、74ページ、最後のパラグラフから御覧ください。発生機序についてもまとめられております。

メカニズム試験で走査型電子顕微鏡などにより細かい結晶が最初にできるということが確認されておりますので、微小結晶の機械的摩擦及び化学的毒性により、膀胱粘膜の細胞毒性が誘導され、その結果として腫瘍が起きたというメカニズムが記載されております。

また、*in vivo*のコメットアッセイにおきまして、1,000 mg/kgという非常に限界用量に近いような用量で陽性の結果が認められますけれども、これは発がん性試験の最高用量に比べてはるかに高いということでもありますので、結論といたしましては、細胞毒性及び細胞調製時等の物理的ストレスに起因した疑陽性である可能性が示唆されたとまとめていただいております。

食品健康影響評価に移ります。毒性の一覧につきましては、84ページ、表82に記載されております。こちらに毒性量及び最小毒性量で認められた毒性が記載されておりますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、膀胱あるいは心臓という影響が最小毒性量で認められております。

本剤につきましては、催奇形性及び繁殖能に対する影響及び発達神経毒性は認められていないという結果でございます。これらの毒性試験のうち最も低い無毒性量を示しましたのが、イヌの90日試験と1年の試験の総合評価で得られました無毒性量 2 mg/kg 体重/日でございます。これを安全係数の100で除した値 0.02を一日摂取許容量 (ADI) といたしました。

また、本剤につきましては、単回投与により生ずる可能性のある毒性は認められないということから、急性参照用量は設定する必要がないと判断をいただきました。

また、81ページ、食品健康影響評価の文章の下から2段落目あたりですけれども、評価対象物質でございますが、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質を親化合物であるピロキサスルホンと設定していただいたものでございます。申し忘れましたが、本剤に遺伝毒性はございません。

詳細については、事務局より、よろしく願いいたします。

○中山評価第一課長 それでは、補足説明させていただきます。

資料2-1に戻りまして、オキシリニック酸であります。

5ページをお開きいただけますでしょうか。今回、第4版ですけれども、第4版関係の経緯ということで、今回は未成熟とうもろこし及びだいこんなどの適用拡大ということで評価要請があり、追加データが出てきたということでもあります。本年3月に厚労大臣からの評価要請を受けまして、5月に第四部会での審議、6月に幹事会での審議を経て、本日に至っております。

本剤の概要につきましては、先ほど御説明をいただいたということかと思えます。今回新たに提出された資料は、作物残留試験のみということになります。

これに伴いまして、25ページになりますけれども、作物残留試験の部分の記載について、最大残留値の記載が変更になっております。だいこんの葉部、荒茶の12.7 mg/kgという形で前版からの記載の変更ということになるかと思えます。

急性毒性試験などについては先ほど御説明いただいたとおりで、56ページ以降の食品健康影響評価ですけれども、基本的におおむね御説明いただきましたが、57ページの中段あたりの暴露評価対象物質の記載が変更になったということに関しての経緯でありますけれども、これまで動物用医薬品でもあるということから、畜産物、魚介類の暴露評価対象物質も親化合物ということでの記載が前版まではされていたということなのですが、前版から今回までの審議の間で暴露評価対象物質のガイダンスが定められまして、これに照らしますと、畜産物と魚介類の暴露評価対象物質を設定するためのデータがまだ得られていないということで、今回は農産物中の暴露評価対象物質を親化合物のみとするというような形で記載の変更が行われたという経緯がございます。

オキシリニック酸については、追加の説明は以上であります。

資料2-2、ピロキサスルホンです。4ページをお開きいただけますと、今回の審議の経緯がございます。本年1月に厚労大臣から評価要請があったということで、その後、追加の関係書類の接受があったということですが、4月、5月の2回の第三部会、6月の幹事会の審議を経て、本日に至っております。

7ページに本剤の概要が示されております。説明は先ほどしていただきました。

11ページ以降にラットの動物体内運命試験の結果がありまして、ここも先ほど触れていただきました。一部、排泄のところで、例えば17ページの表7ですけれども、低用量群と高用量群の排泄のデータがありますが、低用量投与群では主に尿中、高用量投与群では主

に糞中に排泄されるといったようなデータもあるかと思えます。

22ページ以降にヤギとニワトリを用いた畜産動物の体内運命試験の結果があります。暴露評価対象物質の検討のために用いる10%TRRを超える代謝物ということで、この中では代謝物としてはM12とM13というものが認められるということになります。

さらに、27ページ以降には植物体内運命試験の結果がまとめられておりまして、28ページの表23を御覧いただくと分かりますが、10%TRRを超える代謝物としてM1とかM9、M25があるということですか、31ページの表27にはだいたいの結果がありまして、10%TRRを超える代謝物がほかにも幾つか認められるというデータですか、あるいは34ページには表31のばれいしょの結果もまとめられているということがございます。

41ページに作物残留試験の結果がまとめられておりまして、国内におきましては、ピロキサスルホン、分析対象の代謝物、いずれも定量限界未満ということでありまして。

海外では、可食部における最大残留値はピロキサスルホンがセロリで0.056 mg/kgであるというような記載がまとめられているということでありまして。

41ページ、下から畜産物残留試験の結果もまとめられておりまして、1.8 mg/kgの飼料投与群ではピロキサスルホン、分析対象の代謝物、いずれも定量限界未満であるというデータがまとめられています。

その後、毒性試験の結果になりますけれども、これについては委員から御説明いただいたとおりでよろしいのかと思えます。

80ページ、食品健康影響評価ですけれども、81ページになりますが、暴露評価対象物質の検討の結果がまとめられています。10%TRRを超える代謝物ということで、81ページの1行目から2行目まで各種代謝物が挙げられています。

基本的にはラットで認められているものについてはまず除くということで、ラットで仮に認められていないというものについて個別に見ていくと、M28は急性経口毒性が2,000 mg/kg超で弱いということ。あと、復帰突然変異試験及び*in vivo*小核試験が陰性であったことから除くということ。さらには、その他は高極性の物質と考えられるということで、可食部以外というものであるか、可食部であったとしても残留は微量であったということなど、そういったことから農産物と畜産物の暴露評価対象物質は親化合物のみと設定したということになっております。

ADI、急性参照用量については、先ほど委員から御説明いただいたとおりです。

以上、2品目について、よろしければ、明日から8月8日までの30日間、国民からの意見・情報の募集の募集手続に入りたいと考えているものでございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませつか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思ひます。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」で、本件については専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

それでは、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 評価対象となったものは、RN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウムでございます。

資料3を御覧いただき、私の方からその2ページ目の要約について御説明をしたいと思います。

本添加物は、*E. coli* K-12株由来の突然変異株を宿主として、既に安全性確認が終了したRN-No. 2株の親株に変異型ヌクレオシドリン酸化酵素遺伝子の導入等を行ったRN-No. 3株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウムです。

本添加物は、遺伝子組換え微生物を利用して製造されたもので、かつ、高度に精製された非タンパク質のヌクレオチドでございます。この添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」。ここでアミノ酸等と申し上げましたけれども、典型的なものはアミノ酸、それからリボヌクレオチドということになっておりますが、この評価対象添加物はリボヌクレオチドということでございますので、この附則に基づいて評価することが妥当と判断しました。

この評価基準における主な確認項目としては、1つ目は既存の製法である添加物と同様に、高度に精製されていること。2つ目、既存の非有効成分の含有量が安全性上問題となる程度にまで増加していないこと。3つ目、これは有害性が示唆されるような新たな非有効成分は含有していないという3つの項目が主な確認項目ですが、その結果、いずれの項目も満たしているということで、安全性が確認されたと判断しました。

以上により、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の本則による評価は必要ないと判断して、安全であるという結論を下しました。

詳細については、事務局の方から御説明をお願いします。

○池田評価情報分析官 では、少し補足させていただきます。

今の評価書の3ページをお願いいたします。概要につきましては、ただ今御説明のあったとおりですので、割愛いたします。

評価の方ですけれども、Ⅱ. のところがございますけれども、1. を御覧いただきますと、本添加物は高度に精製されて、食品添加物公定書の含量規格を満たすものであるということが規定されております。

2. としまして非有効成分についての確認事項でございますけれども、最終製品において、1つ目としましては、タンパク質は検出限界未満であることを確認しているということ。2つ目としては、公定書の成分規格を満たしているということでございます。3つ目としましては、HPLC法による分析の結果としまして、従来品に存在しない不純物は検出されなかったということと、また、従来品に存在する不純物についても、従来品の含有量の最大値を上回っていなかったということでございました。

このようなことを踏まえまして、先ほどのような評価がなされているということでございまして、内容については、川西委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から8月4日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」であります。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中山評価第一課長 それでは、資料4をお願いします。アメトクトラジン、第2版でありまして、3ページを開いていただきますと第2版関係ということで、今回は、だいた

びあずきの適用拡大ですとか、ホップのインポートトレランス設定のための評価要請がありまして、審議を経まして、5月の食品安全委員会の報告の後、30日間の国民からの意見・情報の募集を行ったという状況でございます。

本剤の概要としては8ページに構造式が示されております。ピリミジラミン系殺菌剤ということになります。

今回は、ヤギ、ニワトリの動物体内運命試験、ウシの畜産物残留試験が提出されました。また、さらにだいで、あずき、ホップの作物残留試験が追加提出されたということです。この試験の内容と、急性参照用量ということでの御審議をいただき、評価書をおまとめいただいたという状況でございます。

結果といたしましては、35ページからの食品健康影響評価ですが、36ページに行ってくださいけれども、上から4行目、今回、畜産物中の暴露評価対象物質ということで、これは農産物と同様、畜産物中も親化合物のみということで追加されたということになりますし、さらにその後、最後のところですけども、急性参照用量は設定する必要がないと判断したという評価をいただいたということでございます。

以上につきまして、国民からの意見・情報の募集を行いましたのは、最後に結果がまとめられていますけれども、意見・情報はございませんでした。

以上でございます、よろしければ、この内容をもちまして、リスク管理機関に通知するということといたしたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。

それでは、本件については、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアメトクトラジンのADIを2.7 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要はないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（5）その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありますか。

○矢田総務課長　　ごさいません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、再来週 7 月 23 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

　　また、12 日金曜日 14 時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第 749 回「食品安全委員会」を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。